

総合評価方式ガイドラインの改正について

- 1 「県内企業の活用」の拡大について
- 2 継続教育（CPD）における建築技術者の適用について
- 3 優良工事表彰制度の見直しに係る

評価項目の見直し予定について

1 「県内企業の活用」の拡大について

○ 地域活用型（Ⅱ）の試行結果を踏まえ、簡易型における「県内企業の活用」に係る下請け活用率の評価基準を追加する。

現 行	改 正 案																																
<p>【現状】</p> <p>○ 「県内企業の活用」として、下請負金額の50%以上を県内企業と契約する場合に評価している。</p> <p>「県内企業の活用」の評価項目 (簡易型)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="4">標準的な選択区分</th> </tr> <tr> <th>配点</th> <th>細目別</th> <th>選択区分</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域貢献度</td> <td>県内企業の活用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>入札参加希望者が県内企業(1点)、 入札参加希望者が県外企業である場合、 下請負金額の50%以上を県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【ガイドライン10頁】</p>	項目	細目	標準的な選択区分				配点	細目別	選択区分	対象区分	地域貢献度	県内企業の活用		1	○	入札参加希望者が県内企業(1点)、 入札参加希望者が県外企業である場合、 下請負金額の50%以上を県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)	<p>【改正案】</p> <p>○ 県内企業の更なる活用を図るため、下請負金額の70%以上を県内企業と契約する場合の評価基準を追加する。</p> <p>「県内企業の活用」の評価項目 (簡易型)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="4">標準的な選択区分</th> </tr> <tr> <th>配点</th> <th>細目別</th> <th>選択区分</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域貢献度</td> <td>県内企業の活用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>入札参加希望者が県内企業(2点)、 <u>入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定(2点)、</u> 入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の50%以上70%未満を 県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【ガイドライン10頁】</p>	項目	細目	標準的な選択区分				配点	細目別	選択区分	対象区分	地域貢献度	県内企業の活用		2	○	入札参加希望者が県内企業(2点)、 <u>入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定(2点)、</u> 入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の50%以上70%未満を 県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)
項目			細目	標準的な選択区分																													
	配点	細目別		選択区分	対象区分																												
地域貢献度	県内企業の活用		1	○	入札参加希望者が県内企業(1点)、 入札参加希望者が県外企業である場合、 下請負金額の50%以上を県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)																												
項目	細目	標準的な選択区分																															
		配点	細目別	選択区分	対象区分																												
地域貢献度	県内企業の活用		2	○	入札参加希望者が県内企業(2点)、 <u>入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定(2点)、</u> 入札参加希望者が県外企業であり、 下請負金額の50%以上70%未満を 県内企業と契約予定(1点)、 その他(0点)																												
<p>○ 「地域活用型」(Ⅰ)(Ⅱ)を県土整備部発注、土木一式工事で試行</p> <p style="text-align: right;">【ガイドライン29頁～34頁】</p>	<p>○ 削除</p>																																

【参考】地域活用型（Ⅰ）(Ⅱ)の試行（H24～H25）

地域活用型（Ⅰ）

○概要 簡易型の評価項目のうち、企業、技術者の「施工経験」の評価基準を、2段階（規模・種類）に設定し、施工経験の規模の小さい県内企業の参入促進を期待するもの。

○試行件数 2工事

- ・ 1工事で県内企業が受注（企業、技術者の施工経験で、各々1点加点）
- ・ 内、1工事は県内企業の参加なし

項目	配点	対象区分
(企業) 過去10年間の同種工事の 施工実績	2	発注者が定める「要件1」を満足する実績(2点) 発注者が定める「要件2」を満足する実績(1点) その他の実績(0点)
(技術者) 過去10年間の同種工事の 施工経験	2	発注者が定める「要件1」を満足する実績(2点) 発注者が定める「要件2」を満足する実績(1点) その他工事の実績(0点)

地域活用型（Ⅱ）

○概要 簡易型の評価項目のうち、「県内企業の活用（下請け）」について、下請けの活用率を下請金額の50%から70%以上に引き上げ、県内企業の下請け活用促進を期待するもの。

○試行件数 10工事

- ・ 全工事の落札者が、
県内企業の「下請け活用70%以上」で加点（2点）
- ・ 10件の応札者37者のうち、下請け70%以上が約8割、
50%以上70%未満が約1割、50%未満が約1割

項目	配点	対象区分
県内企業の活用	2	・ 入札参加者が県内業者(2点) ・ 入札参加者が県外企業である場合、 下請け金額の70%以上を県内業者と契約予定(2点) 下請け金額の50%以上70%未満を県内業者と契約予定(1点) ・ その他(0点)

2 継続教育（CPD）における建築技術者の適用について

- 建築CPD運営会議から、「建築士」の他、「建築施工管理技士」についても、実績証明書が発行されるようになったことから、継続教育の適用対象を拡大する。

現 行	改 正 案
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続教育（CPD）の評価項目の設定は、注書きにより、1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士のみとしている。 <div data-bbox="281 703 1430 976" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注16</p> <p>1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。</p> <p>ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。</p> </div> <p style="text-align: right;">【ガイドライン9、12頁】</p>	<p>【改正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築系技術者の「継続教育の取組み」を追加する。 <div data-bbox="1617 703 2775 976" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注19</p> <p>土木施工管理技士、技術士、建築施工管理技士、建築士に係る資格の場合、選択する。</p> <p>ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。</p> </div> <p style="text-align: right;">【ガイドライン9、12頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施行予定 <p style="text-align: center;">平成28年4月予定</p>

【参考】

建築CPD運営会議

- 建築士、建築設備士等の資格者の知識、技能の維持向上を図ることを目的とし、認定された講習会等に参加した記録など、CPD（継続教育）の実績を「建築CPD情報提供制度」として、統合的に管理し、実績の証明を行う団体。
- 加盟団体
 - (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会*、(一社)日本建築構造技術者協会、(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センターで構成
 - *建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体、(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター

3 優良工事表彰制度の見直しに係る評価項目の見直し予定について

- 優良工事表彰制度の見直しに伴い、評価項目の見直しを行う。

現 行						改 正 案					
【現状】 ○ 過去2ヶ年度間における優良工事表彰の受賞実績を加点評価している。						【改正案】 ○ 優良工事表彰制度の見直しを受け、従前と同様に、優良な施工実績を持つ企業を評価できるよう、評価項目の見直しを行う。					
		標準的な選択区分						標準的な選択区分			
項目	細目	配点	細目別	選択区分	対象区分	項目	細目	配点	細目別	選択区分	対象区分
企業の施工能力	過去2ヶ年度間の当該業種における優良工事表彰		2	○	知事表彰あり（2点）、 部局長等表彰あり（1点）、 なし（0点）	企業の施工能力	千葉県優良建設工事表彰要綱第2(1)～(5)に該当する優れた工事の実績(過去2ヶ年度の当該業種の実績)		2	○	該当あり（2点）、 該当なし（0点）
【ガイドライン7、10頁】						【ガイドライン7、10頁】					
○ 施行予定						○ 施行予定					
						優良工事表彰制度の改正の経過措置終了後（平成29年4月予定）					

【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱

（表彰対象）

第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。

- (1) 請負金額が5,000千円以上の工事であること。
- (2) 原則として県内業者が受注した工事であること。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (4) 契約工期限内に完成した工事であること。
- (5) 工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。
 - ① 工事成績評定点が81点以上の工事であること。
 - ② 表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止基準に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。